

5 東彼杵町規則第 2 2 号

東彼杵町庁中管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 1 4 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町庁中管理規則の一部を改正する規則

東彼杵町庁中管理規則（昭和47年規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(立入制限)</p> <p>第12条 庁中管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、庁舎等の立入り若しくは使用を制限し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>粗野若しくは乱暴な言動、</u>でい酔等により他人に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(3)～(7) (略)</p> | <p>(立入制限)</p> <p>第12条 庁中管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、庁舎等の立入り若しくは使用を制限し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>精神錯乱、</u>でい酔等により他人に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(3)～(7) (略)</p> |

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。